

「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート職員の給与支給額、
支給割合等」の一部改正の実施に伴う退職手当にかかる経過措置

本改正実施時点で事務職員、技術職員および庶務職員である者について、退職時に本改正後の「事務職員・技術職員・庶務職員及びエキスパート職員の給与支給額、支給割合等」4.（以下「支給割合等」という。）の規定に基づき計算した退職手当の金額が、本改正実施時点において退職したものとみなして従前の支給割合等の規定に基づき計算した退職手当の金額を下回る場合には、本改正実施時点において退職したものとみなして従前の支給割合等の規定に基づき計算した金額を退職手当として支給する。